

食品衛生法の一部を改正する法律

(平成一四年八月七日法律第一 四号)(衆)

一、提案理由(平成一四年七月二三日・衆議院本会議)

森英介君 ただいま議題となりました食品衛生法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、最近における食品衛生法に違反する食品等の販売や輸入の事例が続発している状況等にかんがみ、食品衛生上の危害の発生を防止するため、食品衛生法違反となるおそれが高い特定の国、地域または特定の者により製造等がなされた食品等について、その販売、輸入等を包括的に禁止することができる新たな制度を創設しようとするもので、その主な内容は、

第一に、厚生労働大臣は、特定の国、地域または特定の者により製造等がなされた特定の食品または添加物について、輸入時における検査結果等から見て、食品衛生法違反の食品等が相当程度含まれるおそれがあると認められる場合は、健康被害が生ずるおそれの程度等を勘案して、特に必要と認めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議の上、薬事・食品衛生審議会の意見を聞いて、当該食品等の販売、輸入等を禁止することができることとすること、

第二に、厚生労働大臣は、利害関係者からの申請等に基づき、食品衛生上の危害の発生のおそれがないと認められた場合は、薬事・食品衛生審議会の意見を聞いて、禁止措置の全部または一部を解除することができることとすること、

第三に、器具、容器包装及び乳幼児用おもちゃについても、同様の措置を講じることとすること、

第四に、厚生労働大臣及び都道府県知事は、食品衛生法に違反した者の名称等を公表し、食品衛生上の危害の状況を明らかにするよう努めるものとする事、

第五に、新たな禁止規定に違反した者についての罰則を設けるとともに、食品衛生法の規定に違反した者に対する罰金の引き上げを行うこととすること、

なお、この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行すること等であります。

本案は、去る十九日の厚生労働委員会において、多数をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

なお、本案につきましては、当委員会において、本法律の運用に関し決議が行われたことを申し添えます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

決議(平成一四年七月一九日)

食品衛生法の一部を改正する法律の運用に関する件

政府は、食の安全の確保の重要性にかんがみ、次の事項について、適切な措置を講じ、

その実現に努力すべきである。

- 一 輸入禁止措置等の発動は、国民の健康保護を最優先とし、これに関する関係行政機関の協議はこの趣旨にのっとり迅速かつ適正に行われるべきものであること。
- 二 検疫所および保健所等における食品衛生監視員の増員、食品検査機能の強化、国、地方公共団体が設置する試験研究機関の調査研究体制の拡充整備など、食品の安全確保のための検疫・検査・研究体制の充実強化を図ること。
- 三 輸入、製造、販売業者等に対し、国民に安全な食品を提供する責務を徹底するため、指導監視を強化すること。このため、法違反に対する行政処分、罰則の内容、これらの適用を強化する方向で早急に見直すこと。
- 四 法違反の営業者等の公表に当たっては、営業者等の責務の重大性を踏まえ厳正に行うとともに、行政事務の無用の煩雑や国民の無用の混乱を生じないよう適切な方法を講ずること。
- 五 食品衛生行政の運営に当たっては、一般消費者等の意見を適切に反映すること。
- 六 食品衛生法の抜本改正を早急に行うこと。

右決議する。

二、参議院厚生労働委員長報告（平成一四年七月三十一日）

阿部正俊君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、食品衛生法の一部を改正する法律案は、食品衛生法違反となるおそれが高い特定の国で製造がなされた食品等について、その販売、輸入等を包括的に禁止することができる制度を創設しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括議題とし、提出者であります森衆議院厚生労働委員長より趣旨説明を聴取した後、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

（注） 衆議院においては、委員会の審査は省略された。